

● 「土木交通部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン」新旧対照表

改訂前	改訂後																				
<p>⑳ 若手・女性技術者の配置</p> <p>●若手・女性技術者の配置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分（若手・女性技術者の配置）</th> <th style="text-align: center;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「若手技術者ないしは女性技術者」の 配置なし</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>「若手技術者ないしは女性技術者」を 専任の技術者として配置する</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> <tr> <td>「若手技術者ないしは女性技術者」を 監理技術者等として配置する</td> <td style="text-align: center;">0.7</td> </tr> <tr> <td>「優秀な若手技術者ないしは優秀な女性技術者」 (※1) を監理技術者等として配置する</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和元年度または令和2年度における「滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」の被表彰者、またはこれに相当する技術者 (※2) であり、「入札公告日の属する年度の4月1日において40歳以下の技術者」もしくは「女性の技術者」であるもの</p> <p>※2 滋賀県等が発注した当初請負金額が 250 万円以上の建設工事に監理技術者等として従事し、その工事における工事成績評定点が 80 点以上であること。ただし、工事成績評定点の項目のうち、「法令遵守等」の項目で減点がある建設工事は対象外とする。</p> <p>なお、この場合、必要な要件を満たしていることが確認できる資料の提出を求める。</p>	区 分（若手・女性技術者の配置）	評価点	「若手技術者ないしは女性技術者」の 配置なし	0	「若手技術者ないしは女性技術者」を 専任の技術者として配置する	0.5	「若手技術者ないしは女性技術者」を 監理技術者等として配置する	0.7	「優秀な若手技術者ないしは優秀な女性技術者」 (※1) を監理技術者等として配置する	1.0	<p>⑳ 若手・女性技術者の配置</p> <p>●若手・女性技術者の配置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分（若手・女性技術者の配置）</th> <th style="text-align: center;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「若手技術者ないしは女性技術者」の 配置なし</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>「若手技術者ないしは女性技術者」を 専任の技術者として配置する</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> <tr> <td>「若手技術者ないしは女性技術者」を 監理技術者等として配置する</td> <td style="text-align: center;">0.7</td> </tr> <tr> <td>「優秀な若手技術者ないしは優秀な女性技術者」 (※1) を監理技術者等として配置する</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和元年度または令和2年度における「滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」の被表彰者、またはこれに相当する技術者 (※2) であり、「入札公告日の属する年度の4月1日において40歳以下の技術者」もしくは「女性の技術者」であるもの</p> <p>※2 滋賀県等が発注し、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に完成した当初請負金額が 250 万円以上の建設工事に監理技術者等 (※3) として従事し、その工事における工事成績評定点が 80 点以上であること。ただし、工事成績評定点の項目のうち、「法令遵守等」の項目で減点がある建設工事は対象外とする。</p> <p>なお、この場合、必要な要件を満たしていることが確認できる資料の提出を求める。</p> <p>※3 平成30年度以前における「滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」の被表彰者であるかどうかに関わらず、※2の運用を適用する。</p>	区 分（若手・女性技術者の配置）	評価点	「若手技術者ないしは女性技術者」の 配置なし	0	「若手技術者ないしは女性技術者」を 専任の技術者として配置する	0.5	「若手技術者ないしは女性技術者」を 監理技術者等として配置する	0.7	「優秀な若手技術者ないしは優秀な女性技術者」 (※1) を監理技術者等として配置する	1.0
区 分（若手・女性技術者の配置）	評価点																				
「若手技術者ないしは女性技術者」の 配置なし	0																				
「若手技術者ないしは女性技術者」を 専任の技術者として配置する	0.5																				
「若手技術者ないしは女性技術者」を 監理技術者等として配置する	0.7																				
「優秀な若手技術者ないしは優秀な女性技術者」 (※1) を監理技術者等として配置する	1.0																				
区 分（若手・女性技術者の配置）	評価点																				
「若手技術者ないしは女性技術者」の 配置なし	0																				
「若手技術者ないしは女性技術者」を 専任の技術者として配置する	0.5																				
「若手技術者ないしは女性技術者」を 監理技術者等として配置する	0.7																				
「優秀な若手技術者ないしは優秀な女性技術者」 (※1) を監理技術者等として配置する	1.0																				

明示のため、改定箇所を朱書き表示